様式１１

**機密保持誓約書**

年　　月　　日

　公立大学法人会津大学理事長　様

＜申請者＞

郵便番号

　　　　　 　　　　　　　　　　　所在地

　　　　 　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　 　　　　　　　　　　代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（私印不可）

私（以下「受領者」という）は、2019年7月25日付けで公告がありました「**会津大学学務システム賃貸借**」に伴い、調達関連資料及び会津大学ホームページを経由して開示される会津大学に関する各種情報（以下「会津大学情報」という）の適正な取り扱いと機密保持、その他関連する事柄等について以下の事項を遵守します。

1. （会津大学情報の定義）
	1. 会津大学情報とは、会津大学から受領者に提供される調達関連資料及び会津大学ホームページを経由して受領者が得る情報、会津大学独自のナレッジ及びノウハウ等の会津大学の法人情報である。但し、会津大学情報に含まれる公知の情報については、会津大学情報と見なさない。

また特定の情報が調達関連資料に掲載している事実についても会津大学情報とする。

* 1. 前項の情報に対する媒体変換（資料のコピー、電子ファイルから紙等への印刷）や部分的な複写も含む電子ファイルの複製等で派生する複製物等についても会津大学情報とする。

２．（情報の管理責任）

本誓約書の署名者は、受領者が得た会津大学情報の取り扱い責任者であり、会津大学情報の管理及び機密保持に関する全責任を負うものとする。

３.（会津大学情報の守秘、目的外使用の禁止、不使用及び情報破棄）

　受領者は、会津大学情報を守秘するものとし、受領者が得た会津大学情報は会津大学が行う調達に対する提案検討等の目的にのみ使用することに同意し、係る目的に必要な範囲に限り、情報の複製と当該調達案件に必要となる第三者への情報の開示ができることに同意する。なお、受領者は第三者へ開示した情報に係る守秘及び消去等の処分に係る履行責任を負うものとする。

　また、受領者は、調達案件に関する受領者が得た会津大学情報を、当該調達案件に参加しないこととなった時、あるいは当該調達案件について会津大学からの不採用通知の受領日より、いずれの場合も３０日以内に、媒体等の完全消去、破壊消去、焼却、消去等により処分すること。

４.（情報の帰属と非保証）

　全ての会津大学情報は会津大学に帰属し、受領者に対する会津大学情報の開示により、特許、著作権等の知的財産権に基づく権利について、黙示的であると否とによらず、許諾されないものとする。

５.（機密保持の期間）

　受領者が得た会津大学情報の適正な取り扱いと機密保持に係る受領者の義務は、受領者が得た会津大学情報の有形無形によらず、当該案件調達の公告日以降継続することに同意する。

６.（損害賠償）

　受領者は、本誓約書に定める事項に違反して、会津大学情報を開示、漏洩もしくは使用した場合、法的な責任を負担するものであることを確認し、受領者側の責に帰すべき事由により会津大学が損害を被った一切の損害責任を負うものとする。